

- (2) 頸部郭清術を他の手術に併せて行った場合は、手術の「通則9」に規定されている所定点数を算定するものとし、独立して行った場合には本区分の所定点数を算定する。
- (3) 他の手術に併せて行った頸部リンパ節の単なる郭清は手術の所定点数に含まれ、別に算定できない。なお、単独に行った場合は、区分「K627」リンパ節群郭清術の「2」により算定する。

#### 第7款 胸部

##### K474-3 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）

- (1) 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術は、マンモグラフィー等の検査を行った結果、乳房に非触知病変や石灰化病変などが認められる場合に、画像ガイド下（マンモグラフィー又は超音波装置に限る。）で乳房専用の吸引システムを用いて、当該乳腺組織を摘出した場合に算定する。
- (2) 当該乳腺組織の確定診断や手術適用を決定することを目的として行った場合も本区分で算定する。
- (3) 組織の採取に用いる保険医療材料の費用は所定点数に含まれるものとする。

##### K476 乳腺悪性腫瘍手術

乳腺悪性腫瘍手術と両側の腋窩リンパ節郭清術を併せて行った場合は、乳腺悪性腫瘍手術の「6」により算定する。

##### K476-2 陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術

- (1) 授乳障害のある陥没乳頭に対して乳頭形成を行った場合、又は乳腺悪性腫瘍手術後の再建乳房に対して二期的に乳頭形成を行った場合に算定する。
- (2) 単なる美容を目的とするものは保険給付外である。

##### K480-2 流注膿瘍切開搔爬術

流注膿瘍の切開搔爬術に当たって、原発巣まで追及して拡大手術を行った場合に算定する。

##### K482 肋骨切除術

切除肋骨の本数に関係なく2本以上切除した場合も所定点数のみにより算定する。また、肋骨2本切除と同時に胸骨を搔爬した場合も本区分により算定する。

##### K486 胸壁瘻手術

非開胸で肋骨切除を行うと否とにかかわらず本区分により算定する。

##### K487 漏斗胸手術

内臓の機能障害等による病状を訴えるものに対して行った場合に限り算定する。

##### K488 試験開胸術

開胸のみで手術を中止した場合は、試験開胸術により算定する。

##### K499 胸郭形成手術（肺切除後遺残腔を含む。）

肺結核手術、肺切除後遺残腔等に対して行われた場合に算定する。

##### K509 気管支異物除去術

成人の肺胞蛋白症に対し、一側肺の換気を維持しつつ、他側肺を生理的食塩水、ヘパリン又はムコフィリン溶液等で満たし、繰返し洗浄する処置は、区分「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔（2時間まで）に準じて算定する。

##### K510-2 光線力学療法（早期肺癌（0期又は1期）に限る。）

光線力学療法は、ポルフィマーナトリウムを投与した患者に対しエキシマ・ダイ・レーザー（波長630nm）及びYAG-OPOLレーザーを使用した場合など、保険適用された薬剤、機

器を用いて行った場合に限り算定できる。

#### K 5 1 1 肺切除術、K 5 1 7 肺縫縮術

- (1) 刺創のため開腹、開胸により心筋損傷の縫合、心嚢の縫合、横隔膜の縫合、胃の腹腔内還納等の手術を併施した場合は、区分「K 5 1 1」肺切除術の「2」に準じて算定する。
- (2) 肺切除と胸郭形成手術の併施は、区分「K 5 1 1」肺切除術の「5」に準じて算定する。
- (3) 肺気腫に対する正中切開による肺縫縮術は、区分「K 5 1 1」肺切除術に準じて算定する。
- (4) 肺気腫に対する正中切開による肺縫縮術に当たって自動縫合器を使用した場合は、区分「K 9 3 6」自動縫合器加算の加算点数に15個を限度として使用個数を乗じて得た点数を加算する。

#### K 5 1 3 胸腔鏡下肺切除術

対象となる疾患は、気胸及び良性肺腫瘍である。

#### K 5 1 4 - 2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術

肺門リンパ節、縦隔リンパ節等のリンパ節郭清を伴わない胸腔鏡下肺切除術を行った場合には「1」により、肺門リンパ節、縦隔リンパ節等のリンパ節郭清を伴う転移性肺腫瘍又は肺悪性腫瘍に対する胸腔鏡下肺切除術については「2」により算定する。

#### K 5 1 4 - 3 移植用肺採取術（死体）（両側）

- (1) 移植用肺採取術（死体）の所定点数は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から肺の移植が行われた場合に、移植を行った保険医療機関において算定する。
- (2) 移植用肺採取術の所定点数には、脳死した者の身体から移植のための肺採取を行う際の採取前の採取対象肺の灌流、肺採取、採取肺の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、肺採取を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取肺を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。
- (3) 部分肺を用いて複数の者に対する移植が行われた場合には、移植を行った保険医療機関それぞれにおいて算定する。
- (4) 肺移植を行った保険医療機関と肺移植に用いる健肺を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、肺移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 5 1 4 - 4 同種死体肺移植術

- (1) 同種死体肺移植術の所定点数は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から肺の移植が行われた場合に限り、算定する。
- (2) 同種死体肺移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。
- (3) 肺移植を行った保険医療機関と肺移植に用いる健肺を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、肺移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 5 1 6 気管支瘻閉鎖術

巨大な陳旧性空洞（排菌があるものに限る。）の結核に対して、一次的胸郭形成手術（第1、第2及び第3肋骨）に、肺尖剝離、空洞切開術（空洞内容郭清）、さらに肺を含めた空洞縫縮術を同時に併施した場合は、気管支瘻閉鎖術に準じて算定する。

K 5 2 2 食道狭窄拡張術

マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療養に係る費用は、所定点数に含まれる。

K 5 2 5 - 2 胸壁外皮膚管形成吻合術

薬物腐蝕による全食道狭窄に対して胸壁外皮膚管形成吻合術を行った場合に算定する。

K 5 2 6 食道腫瘍摘出術

「1」内視鏡によるものについて、マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

K 5 2 6 - 2 早期食道悪性腫瘍内視鏡的粘膜切除術

マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療養に係る費用は、所定点数に含まれる。

K 5 2 6 - 3 表在性食道悪性腫瘍光線力学療法

表在性食道悪性腫瘍に対する光線力学療法は、ポルフィマーナトリウムを投与した患者に対しエキシマ・ダイ・レーザー（波長630nm）及びYAG-OPOLレーザーを使用した場合など、保険適用された薬剤、機器を用いて行った場合に限り算定できる。

K 5 2 7 食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）

単に腫瘍のみを切除したものは区分「K 5 2 6」食道腫瘍摘出術で算定する。

K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）

有茎腸管移植を併せて行った場合は、「注」の加算を算定する。

K 5 3 3 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）

- (1) 「一連」とは2週間を目安とする。治療上の必要があって初回実施後2週間を経過して実施した場合は改めて所定点数を算定する。
- (2) 食道・胃静脈瘤硬化療法と内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術を併施した場合には、いずれか主たるもので算定する。
- (3) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

第8款 心・脈管

K 5 4 4 心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術、K 5 5 3 心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）、

K 5 5 3 - 2 左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術

左心室形成手術と、区分「K 5 5 4」弁形成術（1弁のものに限る。）又は区分「K 5 5 5」弁置換術（1弁のものに限る。）を併施した場合は、「2」により算定する。

K 5 4 5 開胸心臓マッサージ

- (1) 開胸心臓マッサージと同時に併施した人工呼吸については別に所定点数を算定できる。
- (2) カウンターショックと開胸的心臓マッサージの併施は、区分「J 0 4 7」のカウンターショックの所定点数と開胸心臓マッサージの所定点数をそれぞれ算定する。

K 5 4 6 経皮的冠動脈形成術

- (1) 原則として、一方向から造影して75%以上の狭窄病変が存在する症例について算定する。  
なお、やむを得ない理由によりこれ以外の症例に算定する場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
- (2) 次の表に該当する場合は、経皮的冠動脈形成術用カテーテルに係る費用は、それぞれ次の表に示す本数にて算定する。なお、やむを得ない理由によりこれを上回る本数を算定する場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。

--	--	--

	病変箇所数	経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数
完全閉塞病変の場合	1箇所	2本以下
	2箇所	3本以下
完全閉塞病変以外の場合	1箇所	1本以下
	2箇所	2本以下

- (3) 同一医療機関において同一患者に5年間において、同一標的病変に対して実施する区分「K546」経皮的冠動脈形成術、区分「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分「K548」経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は区分「K549」経皮的冠動脈ステント留置術の合計回数は2回以下を標準とする。なお、やむを得ない理由によりこれを超える回数の手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数

ウ 今回、経皮的冠動脈形成術を実施する理由及び医学的な根拠

#### K547 経皮的冠動脈粥腫切除術

- (1) 原則として、一方向から造影して75%以上の狭窄病変が存在する症例について算定する。なお、やむを得ない理由によりこれ以外の症例に算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。

- (2) 同一医療機関において同一患者に5年間において、同一標的病変に対して実施する区分「K546」経皮的冠動脈形成術、区分「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分「K548」経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は区分「K549」経皮的冠動脈ステント留置術の合計回数は2回以下を標準とする。なお、やむを得ない理由によりこれを超える回数の手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数

ウ 今回、経皮的冠動脈粥腫切除術を実施する理由及び医学的な根拠

#### K548 経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）

同一医療機関において同一患者に5年間において、同一標的病変に対して実施する区分「K546」経皮的冠動脈形成術、区分「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分「K548」経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は区分

「K549」経皮的冠動脈ステント留置術の合計回数は2回以下を標準とする。なお、やむを得ない理由によりこれを超える回数の手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数

ウ 今回、経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）を実施する理由及び医学的な根拠

#### K549 経皮的冠動脈ステント留置術

- (1) 原則として、一方向から造影して75%以上の狭窄病変が存在する症例について算定する。なお、やむを得ない理由によりこれ以外の症例に算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
- (2) 次の表に該当する場合は、経皮的冠動脈形成術用カテーテル及び冠動脈用ステントセットに係る費用は、それぞれ次の表に示す本数及びセット数にて算定する。なお、やむを得ない理由によりこれ以上の本数を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。

	病変箇所数	経皮的冠動脈形成術用カテーテル算定本数	冠動脈用ステントセット
完全閉塞病変の場合	1箇所	2本以下	1セット以下
	2箇所	3本以下	2セット以下
完全閉塞病変以外の場合	1箇所	1本以下	1セット以下
	2箇所	2本以下	2セット以下

- (3) 同一医療機関において同一患者に5年間において、同一標的病変に対して実施する区分「K546」経皮的冠動脈形成術、区分「K547」経皮的冠動脈粥腫切除術、区分「K548」経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は区分「K549」経皮的冠動脈ステント留置術の合計回数は2回以下を標準とする。なお、やむを得ない理由によりこれを超える回数の手術を実施する場合には、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

ア 過去の実施時期

イ 実施した手術及びそれぞれの実施時において使用した経皮的冠動脈形成術用カテーテル、アテレクトミーカテーテル、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル及び冠動脈用ステントセットの使用本数

ウ 今回、経皮的冠動脈ステント留置術を繰り返して実施する理由及び医学的な根拠

K 5 5 2 冠動脈、大動脈バイパス移植術、K 5 5 2-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）

- (1) 区分「K 6 1 4」血管移植術、バイパス移植術及び冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）におけるバイパス造成用自家血管の採取料については、当該所定点数に含まれ別に算定できない。
- (2) 区分「K 6 1 4」血管移植術、バイパス移植術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）以外の手術における自家血管の採取料については、区分「K 0 0 0」創傷処理の「2」に準じて算定する。
- (3) 吻合とは、グラフトと冠動脈の吻合部位のことであり、1本のグラフトを用いて冠動脈の2箇所について吻合を行った場合は2吻合とみなす。
- (4) 区分「K 6 0 2」経皮的心肺補助法を併施した場合は、区分「K 5 5 2」冠動脈、大動脈バイパス移植術により算定する。

K 5 5 5 弁置換術

弁置換に併せて弁形成を行った場合は、弁置換又は弁形成を行った弁の合計数に基づき、弁置換術の各区分の所定点数を算定する。

K 5 6 0 大動脈瘤切除術

下行大動脈から腹部大動脈にかけて大動脈瘤があるため、胸部及び腹部の操作を行うものは大動脈瘤切除術の「6」で算定する。

K 5 9 7 ペースメーカー移植術、K 5 9 7-2 ペースメーカー交換術

- (1) ペースメーカー移植の実施日と体外ペースメーカーの実施日の間隔が1週間以内の場合にあつては、ペースメーカー移植術の所定点数のみを算定する。
- (2) ペースメーカー本体の交換のみの場合は区分「K 5 9 7-2」ペースメーカー交換術により算定する。

K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術

- (1) 両心室ペースメーカー移植術は、左右の心室を電氣的に刺激することにより、重症心不全患者の心臓リズムを補正すると同時に、左右の心室間伝導障害を軽減し、血行動態を改善することを目的に実施されるものであり、十分な薬物治療にもかかわらず改善のみられないQRS幅130ms以上及び左室駆出率35%以下を伴う重症心不全に対する症状改善を目的として実施した場合に算定する。
- (2) 両心室ペースメーカー移植術を行った患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。

K 5 9 9 埋込型除細動器移植術、K 5 9 9-2 埋込型除細動器交換術

- (1) 埋込型除細動器移植術は、次のいずれかに該当する患者に対して実施した場合に算定する。
  - ア 血行動態が破綻する心室頻拍又は心室細動の自然発作が1回以上確認されている患者であつて、埋込型除細動器移植術以外の治療法の有効性が心臓電気生理学的検査及びホルター一型心電図検査によって予測できないもの
  - イ 血行動態が破綻する心室頻拍又は心室細動の自然発作が1回以上確認されている患者であつて、有効薬が見つからないもの又は有効薬があつても認容性が悪いために服用が制限されるもの
  - ウ 既に十分な薬物療法や心筋焼灼術等の手術が行われているにもかかわらず、心臓電気生

- 理学的検査によって血行動態が破綻する心室頻拍又は心室細動が繰り返し誘発される患者
- (2) 埋込型除細動器移植術を行った患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。
  - (3) 埋込型除細動器本体の交換のみの場合は、区分「K 5 9 9 - 2」埋込型除細動器交換術により算定する。

#### K 6 0 0 大動脈バルーンパンピング法（I A B P法）

ガスの価格は別に算定できない。

#### K 6 0 1 人工心肺

- (1) 人工心肺実施のために血管を露出し、カニューレ、カテーテル等を挿入した場合の手技料は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪であって、人工呼吸器で対応できない場合に使用した人工心肺については、所定点数を算定できる。
- (3) 人工心肺をはずすことができず、翌日以降も引き続き補助循環を行った場合は、1日につき「2」により算定する。
- (4) 「注1」の選択的冠灌流加算は大動脈基部を切開し、左右冠動脈口に別個にカニューレを挿入し、心筋保護を行った場合に算定する。
- (5) 「注1」の補助循環加算は、人工心肺を用いた心大血管手術後の低心拍出量症候群に対して人工心肺を使用した補助循環を行った場合に限り算定できる。
- (6) 区分「K 6 0 0」大動脈バルーンパンピング法、区分「K 6 0 1」人工心肺、区分「K 6 0 2」経皮的な心肺補助法又は区分「K 6 0 3」補助人工心臓を併施した場合には、1日ごとに主たるものにより算定する。また、これら4つの開心術補助手段等と冠動脈、大動脈バイパス移植術等の他手術を併施した場合は、当該手術の所定点数を別に算定できる。

#### K 6 0 3 補助人工心臓

開心術症例の体外循環離脱困難、開心術症例の術後低心拍出症候群、その他の心原性循環不全に対して補助人工心臓を行った場合に算定する。ただし、重症感染症、重症多臓器不全を合併する症例の場合は算定できない。

#### K 6 0 4 埋込型補助人工心臓

- (1) 埋込型補助人工心臓は、重症心不全患者で薬物療法や体外式補助人工心臓等による他の循環補助法では、治療が困難であって、心臓移植を行わなければ救命が困難な症例に対して、心臓移植までの待機期間の循環改善（ブリッジユース）のみを目的として実施されるものである。
- (2) 埋込型補助人工心臓の対象患者は、（社）日本臓器移植ネットワークに登録された心臓移植待機中の患者に限るものとする。

#### K 6 0 5 移植用心採取術

- (1) 移植用心採取術の所定点数は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から心臓の移植が行われた場合に、移植を行った保険医療機関において算定する。
- (2) 移植用心採取術の所定点数には、脳死した者の身体から移植のための心採取を行う際の採取前の採取対象心の灌流、心採取、採取心の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、心採取を行う医師を派遣

した場合における医師の派遣に要した費用及び採取心を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。

- (3) 心移植を行った保険医療機関と心移植に用いる健心を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、心移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 6 0 5 - 2 同種心移植術

- (1) 同種心移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。
- (2) 心移植を行った保険医療機関と心移植に用いる健心を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、心移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 6 0 5 - 3 移植用心肺採取術

- (1) 移植用心肺採取術の所定点数は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から同時に心と肺の移植が行われた場合に、移植を行った保険医療機関において算定する。
- (2) 移植用心肺採取術の所定点数には、脳死した者の身体から移植のための心肺採取を行う際の採取前の採取対象心肺の灌流、心肺採取、採取心肺の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、心肺採取を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取心肺を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。
- (3) 心肺移植を行った保険医療機関と心肺移植に用いる健心肺を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、心肺移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 6 0 5 - 4 同種心肺移植術

- (1) 同種心肺移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。
- (2) 心肺移植を行った保険医療機関と心肺移植に用いる健心肺を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、心肺移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 6 0 6 血管露出術

- (1) 経皮的に留置針を挿入する場合は、血管露出術は算定できない。
- (2) 手術に伴う血管露出術は、同一術野でない場合においても算定できない。

#### K 6 0 8 動脈塞栓除去術

動脈血栓摘出術は、動脈塞栓除去術に準じて算定する。

#### K 6 1 0 - 2 脳新生血管造成術

もやもや病に対する脳新生血管造成術（脳表面に浅側頭動脈と側頭筋を硬膜に縫合する形で新生血管の造成を図るもの）を行った場合に算定する。

#### K 6 1 0 - 5 血管吻合術及び神経再接合術（上腕動脈、正中神経及び尺骨神経）

上腕動脈、正中神経及び尺骨神経が切断された場合、上腕動脈及び正中神経が切断された場合、又は上腕動脈及び尺骨神経が切断された場合の血管及び神経再接合術を行った場合に算定する。

K 6 1 1 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置

- (1) 悪性腫瘍の患者に対し抗悪性腫瘍剤を局所持続注入すること又は疼痛の制御を目的として、チューブ又は皮下埋込型カテーテルアクセスを設置した場合に算定できる。
- (2) 設置するチューブ、体内に埋め込むカテーテル及びカテーテルアクセス等の材料料は所定点数に含まれ、別に算定できない。

K 6 1 4 血管移植術、バイパス移植術

大腿動脈閉塞症における自家血管を用いた動脈間バイパス造成術は、血管移植術、バイパス移植術の「5」により算定する。

K 6 1 5 血管塞栓術

- (1) 血管カテーテルを用いてボタロー管開存閉鎖術を行った場合は、血管塞栓術に準じて算定する。
- (2) 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 6 1 7 下肢静脈瘤手術

- (1) 「1」の抜去切除術は大腿部から下腿部に及ぶ広範囲の静脈瘤にストリッピングを行った場合に算定する。
- (2) 「2」の硬化療法における「一連」とは、所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいい、概ね2週間にわたり行われるものをいう。

K 6 1 8 中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置

- (1) 中心静脈栄養用の皮下埋込型カテーテルアクセスを設置した場合に算定できる。
- (2) 体内に埋め込むカテーテル及びカテーテルアクセス等の材料料は所定点数に含まれ、別に算定できない。

K 6 2 0 下大静脈フィルター留置

下大静脈フィルター留置は、肺塞栓の患者であって、再発するおそれが高いと判断されたものに対して行った場合に算定する。

K 6 2 7 リンパ節群郭清術

独立手術として行った場合にのみ算定できる。悪性腫瘍に対する手術と同時に行うリンパ節郭清の費用は悪性腫瘍に対する手術の所定点数に含まれ、別に算定できない。

第9款 腹部

K 6 3 5 胸水・腹水濾過濃縮再静注法

一連の治療過程中、第1回目の実施日に、1回に限り算定する。なお、一連の治療期間は2週間を目安とし、治療上の必要があつて初回実施後2週間を経過して実施した場合は改めて所定点数を算定する。

K 6 3 5-3 連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術

連続携行式腹膜灌流を開始するに当たり、当該カテーテルを留置した場合に算定できる。また、当該療法開始後一定期間を経て、カテーテル閉塞等の理由により再度装着した場合においても算定できる。

K 6 4 7 胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む。）

外傷等により破裂した胃を縫合した場合、又は胃、十二指腸潰瘍穿孔に対して大網充填術若しくは被覆術を行った場合に算定する。

K 6 5 3 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術

- (1) 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。
- (2) ポリープを数個切除又は焼灼した場合においても、切除又は焼灼したポリープの数にかかわらず所定点数のみにより算定する。
- (3) 「2」は、経内視鏡的に高周波切除器を用いて病変の周囲を全周性に切開し、粘膜下層を剝離することにより病変部を含む3センチメートル以上の範囲を一括で切除した場合に算定する。

#### K 6 5 3 - 3 内視鏡的食道下部及び胃内異物摘出術

内視鏡的食道下部及び胃内異物摘出術は、食道下部及び胃内の異物（電池、胃手術時の縫合糸、アニサキス等）を内視鏡（ファイバースコープ）下により摘出した場合に算定する。

#### K 6 5 3 - 4 表在性早期胃癌光線力学療法

- (1) 表在性早期胃癌に対する光線力学療法は、ポルフィマーナトリウムを投与した患者に対しエキシマ・ダイ・レーザー（波長630nm）及びYAG-OPPOレーザーを使用した場合など、保険適用された薬剤、機器を用いて行った場合に限り算定できる。
- (2) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

#### K 6 5 4 内視鏡的消化管止血術

- (1) 内視鏡的消化管止血術は1日1回、週3回を限度として算定する。
- (2) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

#### K 6 5 5 胃切除術、K 6 5 7 胃全摘術

- (1) 有茎腸管移植を併せて行った場合は、「注」の加算を算定する。
- (2) 悪性腫瘍に対する手術であっても、リンパ節郭清等を伴わない単純な切除・消化管吻合術又は単純な全摘・消化管吻合術を行った場合には単純切除術又は単純全摘術により算定する。
- (3) 先天性胆管拡張症に対し、胃切除、総胆管切除、胆嚢摘出、胃腸吻合兼ブラウン吻合、胆管空腸吻合、十二指腸臍頭吻合及び空腸吻合術を併施した場合は、区分「K 6 5 7」胃全摘術の「2」に準じて算定する。

#### K 6 5 5 - 3 十二指腸窓（内方）憩室摘出術

十二指腸窓（内方）に生じた憩室（多数）を後腹膜を切開し、大腸肝屈曲部を剝離して摘出する場合に算定する。

#### K 6 5 9 食道下部迷走神経切除術

十二指腸潰瘍に迷走神経切断術及び幽門形成術を併施した場合は、胃瘻造設術の併施の有無にかかわらず、食道下部迷走神経切除術の「3」により算定する。

#### K 6 6 4 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術を含む。）

経皮的内視鏡下胃瘻造設術で用いるカテーテル及びキットは所定点数に含まれる。

#### K 6 7 0 胆嚢切開結石摘出術

胆石のみを摘出した場合に算定するものとする。

#### K 6 7 2 胆嚢摘出術

胆石症及び腸間膜動脈性十二指腸閉塞症に対し、同時に同一手術創で胆嚢摘除術及び十二指腸空腸吻合術（十二指腸水平脚と空腸起始部より20cmの部で側々吻合を行う。）を施行した場合は、区分「K 6 5 5」胃切除術の「1」に準じて算定する。

#### K 6 7 8 体外衝撃波胆石破碎術

- (1) 当該技術の適応となる胆石は、次の要件を満たすもののうち、胆石破碎術の適応となるも

のである。

ア 胆石症の既往があるもの

イ 胆嚢に炎症がなく、胆嚢機能が良好な胆嚢内結石又は肝内・総胆管内結石

- (2) 「一連」とは、治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいう。数日の間隔をおいて一連の治療過程にある数回の体外衝撃波胆石破碎を行う場合は、1回のみ所定点数を算定するものであり、その後に行われた同一目的の手術の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (3) 体外衝撃波胆石破碎によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。

#### K 6 8 2 胆管外瘻造設術

- (1) 経皮的胆管ドレナージは、胆管外瘻造設術の「2」により算定する。
- (2) 経皮的胆管ドレナージの開始以後ドレーン法を行った場合は、区分「J 0 0 2」ドレーン法（ドレナージ）により算定する。

#### K 6 8 4 先天性胆道閉鎖症手術

初回根治手術が適切に行われた患者であって、初回手術後数日中に再手術を行ったものについては、初回手術における肝門部処理と同等以上の肝門部処理が行われた場合は、2回目の手術についても当該手術の所定点数を算定できる。

#### K 6 8 5 内視鏡的胆道碎石術（経十二指腸的又は外瘻孔を介するもの）

- (1) 内視鏡的胆道碎石術は、術後残存胆管結石症に対して、T字管瘻孔又は胆管外瘻孔を介し、胆道鏡を挿入し、若しくは内視鏡により経十二指腸的に電気水圧衝撃波、超音波又は碎石用把持鉗子等により結石を破碎し、バスケットワイヤーカテーテルを用いて摘出する場合に算定する。
- (2) 外瘻孔を介して胆道鏡下に又は経十二指腸的に内視鏡下にバスケットワイヤーカテーテルのみを用いて碎石を行わず単に結石を摘出する場合は、区分「K 7 9 8」膀胱結石、異物摘出術の「1」に準じて算定する。
- (3) 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。

#### K 6 8 7 内視鏡的乳頭切開術

- (1) 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。
- (2) 「2」胆道碎石術を伴うものは、乳頭切開を行った後、経乳頭的に電気水圧衝撃波、超音波又は碎石用把持鉗子等により結石を破碎し、バスケットワイヤーカテーテルを用いて摘出した場合に算定する。ただし、バスケットワイヤーカテーテルのみを用いて碎石を行わず単に結石を摘出した場合は、「1」により算定する。
- (3) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。
- (4) 短期間又は同一入院期間中、区分「K 6 8 5」内視鏡的胆道碎石術（経十二指腸的又は外瘻孔を介するもの）と区分「K 6 8 7」内視鏡的乳頭切開術を併せて行った場合は、主たるものにより算定する。

#### K 6 9 7-2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）

肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法は、経皮的、開腹下又は腹腔鏡下のいずれの方法によるものについても算定できる。

#### K 6 9 7-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法は、経皮的、開腹下又は腹腔鏡下のいずれの方法によるものについても算定できる。

#### K 6 9 7 - 5 生体部分肝移植

- (1) 対象疾患は、先天性胆道閉鎖症、進行性肝内胆汁うっ滞症（原発性胆汁性肝硬変と原発性硬化性胆管炎を含む。）、アラジール症候群、パッドキアリー症候群、先天性代謝性肝疾患（家族性アミロイドポリニューロパチーを含む。）、多発嚢胞肝、カロリ病、肝硬変（非代償期）及び劇症肝炎（ウイルス性、自己免疫性、薬剤性、成因不明を含む。）である。なお、肝硬変に肝細胞癌を合併している場合には、遠隔転移と血管侵襲を認めないもので、肝内に径5 cm以下1個、又は径3 cm以下3個以内が存在する場合に限る。
- (2) 生体肝を移植する場合においては肝提供者から移植肝を摘出することに係るすべての療養上の費用を所定点数により算出し、生体部分肝移植の所定点数に加算する。なお、肝提供者の生体肝を摘出することに係る療養上の費用には、食事の提供も含まれ、具体的には、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）によって算定した費用額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を四捨五入して得た点数と他の療養上の費用に係る点数を合計した点数とする。この場合、肝提供者から食事にかかる標準負担額を求めることはできない。
- (3) 請求に当たっては、肝移植者の診療報酬明細書の摘要欄に肝提供者の氏名及び療養上の費用に係る合計点数を併せて記載するとともに、肝提供者の療養に係る所定点数を記載した診療報酬明細書を添付する。
- (4) 生体部分肝移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。
- (5) 肝移植を行った保険医療機関と肝移植に用いる健肝を摘出した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、肝移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 6 9 7 - 6 移植用肝採取術（死体）

- (1) 移植用肝採取術（死体）の所定点数は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から肝の移植が行われた場合に、移植を行った保険医療機関において算定する。
- (2) 移植用肝採取術（死体）の所定点数には、脳死した者の身体から移植のための肝採取を行う際の採取前の採取対象肝の灌流、肝採取、採取肝の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、肝採取を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取肝を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。
- (3) 部分肝を用いて複数の者に対する移植が行われた場合には、移植を行った保険医療機関それぞれにおいて算定する。
- (4) 肝移植を行った保険医療機関と肝移植に用いる健肝を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、肝移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 6 9 7 - 7 同種死体肝移植術

- (1) 同種死体肝移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。

- (2) 肝移植を行った保険医療機関と肝移植に用いる健肝を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、肝移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 7 0 9 - 2 移植用膵採取術（死体）

- (1) 移植用膵採取術（死体）の所定点数は、死体から膵の移植が行われた場合に、移植を行った保険医療機関において算定する。
- (2) 死体膵には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体の膵を含む。
- (3) 移植用膵採取術の所定点数には、移植のための膵採取を行う際の採取前の採取対象膵の灌流、膵採取、採取膵の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、膵採取を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取膵を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。
- (4) 膵移植を行った保険医療機関と膵移植に用いる健膵を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、膵移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 7 0 9 - 3 同種死体膵移植術

- (1) 同種死体膵移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。
- (2) 膵移植を行った保険医療機関と膵移植に用いる健膵を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、膵移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 7 0 9 - 4 移植用膵腎採取術（死体）

- (1) 移植用膵腎採取術（死体）の所定点数は、死体から同時に膵と腎の移植が行われた場合に、移植を行った保険医療機関において算定する。
- (2) 死体膵腎には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体の膵腎を含む。
- (3) 移植用膵腎採取術の所定点数には、移植のための膵腎採取を行う際の採取前の採取対象膵腎の灌流、膵腎採取、採取膵腎の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、膵腎採取を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取膵腎を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。
- (4) 膵腎移植を行った保険医療機関と膵腎移植に用いる健膵腎を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、膵腎移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 7 0 9 - 5 同種死体膵腎移植術

- (1) 同種死体膵腎移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。
- (2) 膵腎移植を行った保険医療機関と膵腎移植に用いる健膵腎を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、膵腎移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 7 1 4 腸管癒着症手術

腸閉塞手術は、その術式により腸管癒着症手術、区分「K 7 1 5」腸重積症整復術、区分「K 7 1 6」小腸切除術又は区分「K 7 1 9」結腸切除術等により算定する。

#### K 7 1 6 - 2 腹腔鏡下小腸切除術

腹腔鏡下小腸切除術の適応は、良性小腸疾患とする。

#### K 7 2 1 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術

- (1) 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。
- (2) 早期悪性腫瘍粘膜切除術は、術前に病理学的に悪性腫瘍であることが確認された病変（術前に肉眼的に悪性であることが強く疑われ、病理学的検査を実施せずに早期悪性腫瘍粘膜切除術として施行した後、病理学的検査により悪性腫瘍であることが確認された病変を含む。）に対し行ったときに算定できる。
- (3) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

#### K 7 2 1 - 2 内視鏡的大腸ポリープ切除術

- (1) 切除した大腸ポリープの数に関係なく所定点数のみにより算定する。
- (2) 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。

#### K 7 2 2 小腸結腸内視鏡的止血術

- (1) 小腸結腸内視鏡的止血術は1日1回、週3回を限度として算定する。
- (2) マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

#### K 7 3 5 - 2 小腸・結腸狭窄部拡張術

短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。

#### K 7 3 6 人工肛門形成術

- (1) 直腸癌の手術で人工肛門を造設した後、腸管出口が狭窄を起こしたり、断端の過不足を生じたため、改めてそれを拡張又は整形したときは、人工肛門形成術により算定する。
- (2) 人工肛門造設時の余分な腸管の切除は、直腸切除・切断術の所定点数に含まれ、別に算定できない。

#### K 7 3 9 直腸腫瘍摘出術（ポリープ摘出を含む。）

マイクロ波凝固療法を実施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

#### K 7 4 2 直腸脱手術

直腸脱の場合において、直腸脱手術、子宮脱手術及び卵管結紮術の3つの手術を併施した場合は、直腸脱手術の「4」に準じて算定する。

#### K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。）

- (1) 内痔核に対するミリガン・モーガン手術により1か所又は2か所以上の手術を行った場合は、痔核手術の「3」により算定する。
- (2) ホワイトヘッド手術は、痔核手術の「3」により算定する。

#### K 7 4 3 - 2 肛門括約筋切開術

結腸又は直腸の拡張を伴う慢性便秘症に対する肛門括約筋切開術を行った場合に算定する。

#### K 7 4 3 - 5 モルガニー氏洞及び肛門管切開術

肛門癢痒症に対し種々の原因治療を施しても治癒しないとき、モルガニー氏洞及び肛門管切開術又は肛門部皮膚剝離切除術を行った場合に算定する。

### 第10款 尿路系・副腎

#### K 7 5 4 - 2 腹腔鏡下副腎摘出術

腹腔鏡下副腎摘出術の適応は、良性副腎腫瘍とする。

#### K 7 5 5 副腎腫瘍摘出術

巨大な副腎腫瘍が脾と強く癒着しているため副腎腫瘍摘出術と脾摘出術を併施した場合は、区分「K 6 7 3」胆管形成手術に準じて算定する。

#### K 7 6 2 腎固定術

遊走腎兼移動性盲腸に対して、必要があつて腸固定術、腎固定術を行った際に一皮切から行い得た場合は、同一手術野の手術として「通則14」により腎固定術のみにより算定する。

#### K 7 6 4 経皮的尿路結石除去術

経皮的尿路結石除去術は、腎尿管結石症に対して経皮的に腎瘻を造設して、腎瘻より腎盂鏡を挿入し、電気水圧衝撃波、弾性衝撃波又は超音波等により結石を摘出する場合に算定する。

#### K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術

(1) 「一連」とは、治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいう。数日の間隔をおいて一連の治療過程にある数回の体外衝撃波腎・尿管結石破砕を行う場合は、1回のみ所定点数を算定する。なお、その他数回の手術の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。

(2) 体外衝撃波腎・尿管結石破砕によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。

#### K 7 6 9 腎部分切除術

残腎結核で腎空洞切開術・腎瘻術・腎盂尿管移行部形成術の三者を併施した場合は、区分「K 7 8 9」尿管腸膀胱吻合術に準じて算定する。

#### K 7 7 5 経皮的腎（腎盂）瘻造設術

腎（腎盂）瘻造設術及び経皮的腎（腎盂）瘻造設術については、同時に行う超音波検査及び画像診断を併せて算定できない。

#### K 7 7 9 - 2 移植用腎採取術（死体）

(1) 移植用腎採取術（死体）の所定点数は、死体から腎の移植が行われた場合に、移植を行った保険医療機関において算定する。

(2) 死体腎には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体の腎を含む。

(3) 移植用腎採取術（死体）の所定点数には、移植のための腎採取を行う際の採取前の採取対象腎の灌流、腎採取、採取腎の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、腎採取を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び採取腎を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。

(4) 腎移植を行った保険医療機関と腎移植に用いる健腎を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、腎移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

#### K 7 8 0 同種腎移植術

(1) 同種腎移植術の所定点数には、灌流の費用が含まれる。

(2) 自家腎移植のために腎採取を行った場合には、同種腎移植術及び移植用腎採取術の所定点数を別に算定できる。

- (3) 生体腎を移植する場合（自家腎移植の場合を除く。）においては腎提供者から移植腎を摘出することに係るすべての療養上の費用を所定点数により算出し、同種腎移植術の所定点数に加算する。なお、腎提供者の生体腎を摘出することに係る療養上の費用には、食事の提供も含まれ、具体的には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準によって算定した費用額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を四捨五入して得た点数と他の療養上の費用に係る点数を合計した点数とする。この場合、腎提供者から食事にかかる標準負担額を求めることはできない。
- (4) 死体腎には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死体の腎を含む。
- (5) 請求に当たっては、腎移植者の診療報酬明細書の摘要欄に腎提供者の氏名及び療養上の費用に係る合計点数を併せて記載するとともに、腎提供者の療養に係る所定点数を記載した診療報酬明細書を添付する。
- (6) 腎移植を行った保険医療機関と腎移植に用いる健腎を摘出した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、腎移植を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。
- (7) 「注2」の規定に基づく加算は、死体（脳死体を除く。）から移植のための腎摘出を行う際の摘出前の摘出対象腎の灌流、腎摘出、摘出腎の灌流及び保存並びにリンパ節の保存に要する人件費、薬品・容器等の材料費等の費用がすべて含まれる。ただし、腎摘出を行う医師を派遣した場合における医師の派遣に要した費用及び摘出腎を搬送した場合における搬送に要した費用については療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法に準じて算定する。

#### K 7 8 1 経尿道的尿路結石除去術

経尿道的尿路結石除去術は、腎結石症、腎盂結石症又は尿管結石症に対して経尿道的に内視鏡を腎、腎盂又は尿管内に挿入し、電気水圧衝撃波、弾性衝撃波又は超音波等により結石を破砕し、バスケットワイヤーカテーテルを用いて摘出する場合に算定する。ただし、透視下にバスケットワイヤーカテーテルのみで結石を摘出する場合は、区分「K 7 9 8」膀胱結石、異物摘出術の「1」に準じて算定する。

#### K 7 8 3 経尿道的尿管狭窄拡張術

経尿道的尿管狭窄拡張術等の経尿道的手術には、ファイバースコープ等内視鏡検査の費用を含むものであり、別に算定できない。

#### K 8 2 1 - 3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術

全身状態が不良で、前立腺被膜下摘出術又は経尿道的前立腺手術が実施できない患者に対し、尿道ステントを用いて、前立腺部の尿道拡張を行った場合に算定する。ただし、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

#### K 8 2 3 尿失禁手術

恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うものについては、恥骨固定式膀胱頸部吊上キットを用いて尿失禁手術を行った場合に算定する。手術に必要な保険医療材料の費用は所定点数に含まれる。

#### K 8 2 3 - 2 尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術

- (1) 注入に用いるコラーゲン、皮内反応用のコラーゲン、注入針等の費用、膀胱鏡の費用等は所定点数に含まれ、別に算定できない。

- (2) 本手術の適応は、1年以上改善の見られない腹圧性尿失禁又は膀胱尿管逆流現象とする。
- (3) 所期の目的を達するために複数回実施しても、一連として算定する。

#### 第11款 男子性器

##### K 8 2 8 - 2 陰茎持続勃起症手術

陰茎背静脈、尿道海綿体、大伏在静脈又は体外静脈系と陰茎海綿体のシャントを行った場合には、「2」により算定する。

##### K 8 4 1 - 2 経尿道的レーザー前立腺切除術

- (1) 本手術は、膀胱・尿道鏡下に行われた場合に算定し、超音波ガイド下に行われたものは算定しない。
- (2) 使用されるレーザープローブの費用等レーザー照射に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

##### K 8 4 1 - 3 経尿道的前立腺高温度治療

- (1) 本療法は、前立腺肥大組織を45℃以上で加熱するものである。
- (2) 本手術の所定点数には、使用される用具等の費用が含まれる。
- (3) 所期の目的を達するために複数回実施しても、一連として算定する。

#### 第12款 女子性器

##### K 8 5 4 腔式旁結合織膿瘍切開術

子宮旁結合織炎（膿瘍）切開排膿の第2回以後の洗浄は区分「J 0 6 6」尿道拡張法に準じて算定する。

##### K 8 6 5 子宮脱手術

- (1) 膣壁縫合術の費用は子宮脱手術の所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 子宮脱手術に際して膣壁裂創縫合術と腹式子宮全摘術を併施した場合は、区分「K 8 5 2」膣壁裂創縫合術（分娩時を除く。）の所定点数と区分「K 8 7 7」子宮全摘術の所定点数とを合算した点数により算定する。

ただし、子宮脱手術に際して区分「K 8 5 2」膣壁裂創縫合術（分娩時を除く。）と区分「K 8 7 2」子宮筋腫核出術の「2」膣式を併施した場合は、区分「K 8 7 2」子宮筋腫核出術の所定点数のみにより算定する。

##### K 8 6 7 - 2 子宮膣部糜爛等子宮膣部乱切切除術

子宮膣部糜爛（ナボット胞のあるもの）等の場合に、子宮膣部の乱切術を行う場合に算定する。

##### K 8 7 2 - 5 子宮頸部初期癌又は異形性光線力学療法

子宮頸部初期癌又は異形成に対する光線力学療法は、ポルフィマーナトリウムを投与した患者に対しエキシマ・ダイ・レーザー（波長630nm）及びYAG-OPOLレーザーを使用した場合など、保険適用された薬剤、機器を用いて行った場合に限り算定できる。

##### K 8 7 7 - 2 腹腔鏡下腔式子宮全摘術

腹腔鏡下腔式子宮全摘術の適応は、良性子宮疾患とする。

##### K 8 9 0 - 2 卵管鏡下卵管形成手術

手術に伴う腹腔鏡検査等の費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。

##### K 8 9 2 骨盤位娩出術

産科娩出術において双子の場合は、帝王切開術を除き1児ごとに所定点数を算定する。